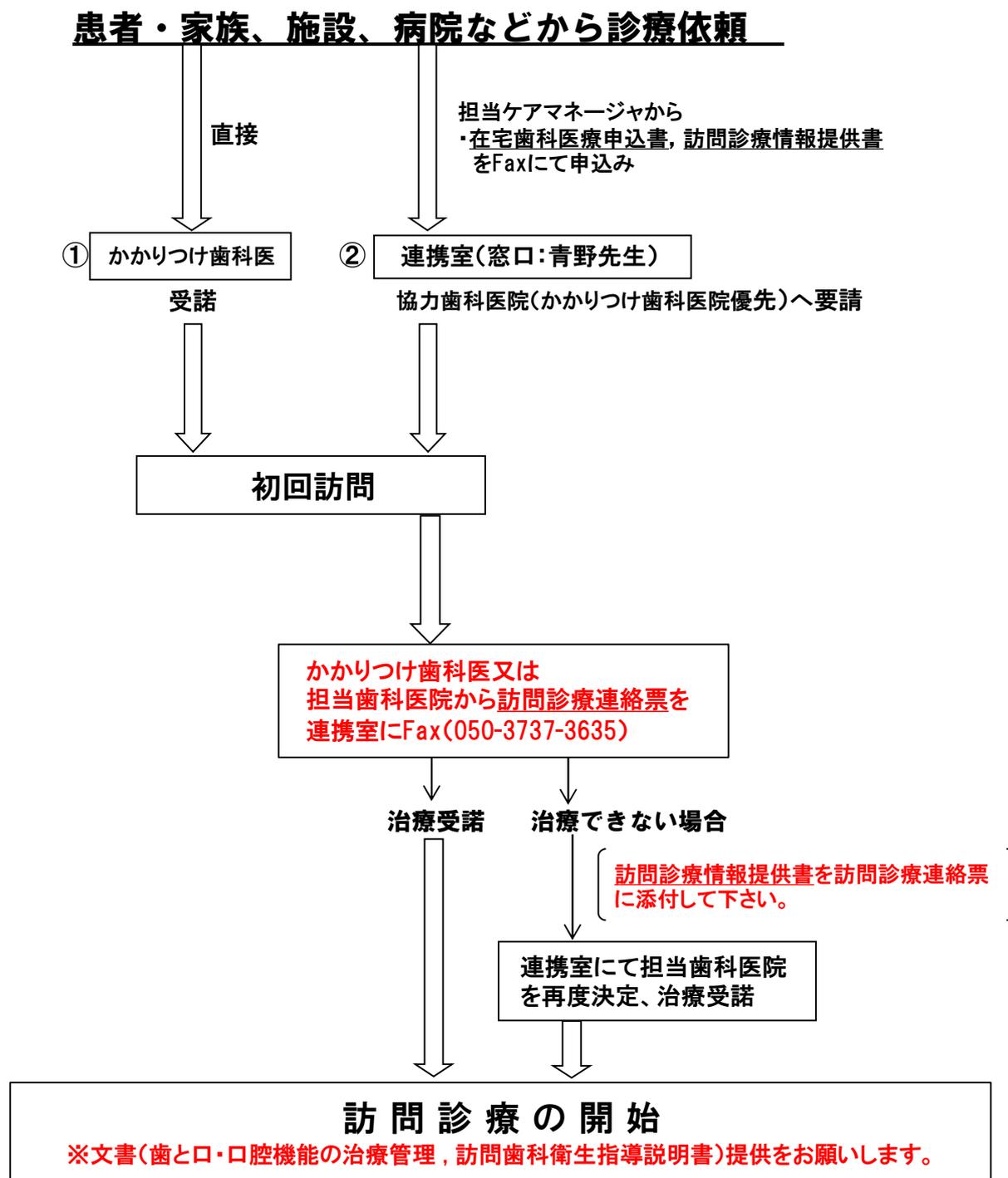


# 令和4年度在宅歯科医療連携室利用のフローチャート



委託料を請求される先生は、訪問診療確認書と委託料請求書をFax(050-3737-3635)にてご提出下さい。  
(訪問診療連絡票の提出がないと委託料は請求できませんのでご注意ください。)  
初回訪問時に訪問診療確認書をご持参いただき、訪問先の方に署名していただく必要があります。  
重度要介護者(寝たきり状態)で抜歯等口腔外科処置が必要な患者に対して済生会西条病院 歯科  
口腔外科への依頼システムがありますのでご利用下さい。